

産業廃棄物を使用した試験研究に関する手続要領

制定 平成 25 年 6 月 21 日 資産第 490 号
(局長決裁)

(目的)

第 1 条 この要領は、産業廃棄物を使用した試験研究を行うにあたり、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」(平成 17 年 3 月 25 日閣議決定)において平成 17 年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(通知)(平成 18 年 3 月 31 日環廃産発第 060331001 号)に基づく適正な実施を確保するため、当該試験研究に係る計画書の事前提出等の必要な手続きを定めることを目的とする。

(試験研究計画の提出)

第 2 条 本市内において産業廃棄物を使用した試験研究(営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係るもの)を行おうとする者(以下「試験研究実施者」という。)は、あらかじめ、試験研究計画書(様式 1)を市長に提出し、市長の承認を受けるものとする。

2 前項の試験研究計画書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 試験研究を行う場所の地図
- (2) 試験研究の内容がわかる書類
- (3) 試験研究に関わる者の所属、連絡先、役割等がわかる書類
- (4) 提供された産業廃棄物を使用して試験研究を行う場合は、産業廃棄物の提供者と試験研究実施者が締結した産業廃棄物の提供に関する書類
- (5) 試験研究に関する工程表
- (6) 試験研究に使用する施設の構造及び処理能力等がわかる書類
- (7) 試験研究により発生する産業廃棄物の量、処理方法等がわかる書類
- (8) 試験研究実施時の環境保全対策がわかる書類
- (9) 試験研究に使用する施設の維持管理状況に係る書類
- (10) 試験研究実施時の防災・災害対策、緊急時の対策がわかる書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

3 試験研究の実施期間は原則として 1 年を超えないものとする。

(試験研究変更計画の提出)

第 3 条 試験研究実施者は、前条の計画に変更が生じる場合は、あらかじめ、試験研究変更計画書(様式 2)に、変更内容がわかる書類を添付して市長に提出し、市長の承認を受けるものとする。

(試験研究計画、試験研究変更計画の判断基準)

第 4 条 試験研究計画、試験研究変更計画は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係るものであること。
- (2) 試験研究の期間は試験研究の結果を示すことのできる合理的な期間であり、取り扱う産業廃棄物の量は、試験研究に必要な最小限の量であり、かつ試験研究の結果を示すことができる合理的な期間に取り扱う量であること。
- (3) 試験研究については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 12 条の処理基準を踏まえ、不適正な処理を行うものではないこと。
- (4) 試験研究に使用する施設については、法第 15 条の 2 第 1 項各号等を踏まえ、生活環境保全上支障のないものであること。
- (5) 同様の内容の試験研究が既に実施されている場合には、その試験研究の結果を踏まえ、

当該試験研究の実施の必要性を判断し、主として不正な産業廃棄物の処理を目的としたものでないことが確認できるものであること。

(判断結果の通知)

第5条 市長は、第2条に規定する試験研究計画書又は第3条に規定する試験研究変更計画書が提出され、試験研究計画又は試験研究変更計画が第4条の各号について適合していると認めるときは、試験研究承認通知書(様式3)により試験研究実施者に通知しなければならない。

試験研究計画又は試験研究変更計画が第4条の各号について適合しないと認めるときは、当該試験研究実施者に対し、計画の変更など必要な指導を行うものとする。

(試験研究完了の報告)

第6条 試験研究実施者は、当該試験研究を終了した日から30日以内に試験研究完了報告書(様式4)を市長に提出するものとする。

当該試験研究により産業廃棄物が発生した場合は、「試験研究を終了した日」を「産業廃棄物管理票等により最終処分が終了した旨を確認した日」とする。

2 前項の試験研究完了報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 試験研究結果がわかる書類
- (2) 試験研究により発生した産業廃棄物の量、処理方法等がわかる書類
- (3) 試験研究に使用した施設の維持管理状況結果がわかる書類
- (4) 試験研究実施時の環境保全対策結果がわかる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(試験研究中止の報告)

第7条 試験研究実施者は、当該試験研究を中止した場合は、速やかに、試験研究中止報告書(様式5)を市長に提出するものとする。

2 実施期間途中で試験研究を中止した場合は、試験研究を中止した日から30日以内に試験研究完了報告書(様式4)を市長に提出するものとする。ただし、試験研究により産業廃棄物が発生した場合は、「試験研究を中止した日」を「産業廃棄物管理票等により最終処分が終了した旨を確認した日」とする。

3 前項の試験研究完了報告書には、第6条第2項に掲げる書類を添付しなければならない。

(試験研究承認の取消し)

第8条 市長は、当該試験研究が第4条の判断基準に適合しなくなったときは、当該試験研究を中止させ、承認の取消しを行うことができる。

2 前項の試験研究承認の取消しを行ったときは、試験研究承認取消通知書(様式6)により試験研究実施者に通知しなければならない。

(指導及び助言)

第9条 この要領に定めるもののほか、市長は、試験研究実施者に対し試験研究の適正な実施を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

附則

本要領は平成25年7月1日から施行する。

(様式1)

試験研究計画書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

(試験研究実施者)

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物を使用した試験研究に関する手続要領第2条の規定に基づき、試験研究計画書を提出
します。

試験研究の名称						
実施場所 (施設設置場所)		横浜市 区				
目的		(目的) <input type="checkbox"/> 学術研究 <input type="checkbox"/> 処理施設の整備 <input type="checkbox"/> 処理技術の改良、考案、発明				
実施期間 ^{※1}		年 月 日 から 年 月 日				
※2 使用 する 産 業 廃 棄 物	産業廃棄物の 種類	入手先	運搬者	予定受入量	搬入頻度	備考
連絡先		(所属) (担当者名) (電話番号)				
(記入上の注意) ※1 試験研究に使用する施設の設置予定日や産業廃棄物の搬入予定日から、試験終了予定日までを記載すること。(試験研究により産業廃棄物が発生する場合は、産業廃棄物管理票等により最終処分が終了した旨を確認できる日までを記載すること。) ※2 使用する産業廃棄物の入手先(名称、所在地)、運搬者(運搬者の名称、所在地)、予定受入量、搬入頻度、備考(性状、荷姿等)を記載すること。						

(日本産業規格A列第4番)

(様式2)

試験研究変更計画書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

(試験研究実施者)

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物を使用した試験研究に関する手続要領第3条の規定に基づき、試験研究変更計画書を提出します。

試験研究の名称	
変更内容 ^{※1}	
変更年月日	年 月 日
変更理由	
連絡先	(所属) (担当者名) (電話番号)
(記入上の注意) ※1 変更のある部分については、変更前および変更後の内容を対照させること。	

(日本産業規格 A 列第 4 番)

(様式3)

第 号
年 月 日

住所

氏名 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

横浜市長

試験研究承認通知書

年 月 日に提出がありました 試験研究計画 について、産業廃棄物を使用し
試験研究変更計画

た試験研究に関する手続要領第5条の規定に基づき、承認します。

1 試験研究の名称

2 実施場所

3 承認の条件

(備考)

(様式4)

試験研究完了報告書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

(試験研究実施者)

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物を使用した試験研究に関する手続要領 第6条 の規定に基づき、試験研究
第7条
完了報告書を提出します。

試験研究の名称						
実施場所 (施設設置場所)		横浜市 区				
実施期間 ^{※1}		年 月 日から 年 月 日				
※2 使用 した 産 業 廃 棄 物	産業廃棄物の 種類	入手先	運搬者	受入量	搬入頻度	備考
連絡先		(所属) (担当者名) (電話番号)				
(記入上の注意)						
※1 試験研究に使用した施設の設置日や産業廃棄物の搬入日から、試験終了日までを記載すること。(試験研究により産業廃棄物が発生した場合は、産業廃棄物管理票等により最終処分が終了した旨を確認できる日までを記載すること。)						
※2 使用した産業廃棄物の入手先(名称、所在地)、運搬者(運搬者の名称、所在地)、受入量、搬入頻度、備考(性状、荷姿等)を記載すること。						

(日本産業規格 A 列第 4 番)

(様式 5)

試験研究中止報告書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

(試験研究実施者)
住所
氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

産業廃棄物を使用した試験研究に関する手続要領第 7 条の規定に基づき、試験研究中止報告書を提出します。

試験研究の名称	
中止年月日	年 月 日
中止理由	
連絡先	(所属) (担当者名) (電話番号)

(日本産業規格 A 列第 4 番)

(様式6)

第 号
年 月 日

住所

氏名 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

横浜市長

試験研究承認取消通知書

次の試験研究について、産業廃棄物を使用した試験研究に関する手続要領第8条の規定に基づき、承認を取り消したので通知します。

1 試験研究の名称

2 実施場所

3 取消事項

月 日 第 号

月 日 第 号

4 理由

(備考)